

岐阜県公報

第二千八百五十九号
平成二十九年六月二十七日

(火曜日)

目次

告 示

- 水源地域の指定 (治山課) 三九九^ペ
- 水源地域の指定の区域変更 (同) 三九九
- 水源地域の指定の解除 (同) 四〇〇
- 道路の区域変更 (道路維持課) 四〇〇
- 道路の供用開始 (同) 四〇〇

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 四〇一

公 示

- 平成二十九年年度岐阜県保育士試験(後期)の実施 (子育て支援課) 四〇二
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業・金融課) 四〇三
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (同) 四〇三
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 四〇四
- 公共測量の実施 (用地課) 四〇四
- 公共測量の終了 (同) 四〇四
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (技術検査課) 四〇五
- 指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出 (建築指導課) 四〇六
- 土地改良区役員の内任及び就任 (岐阜県農林事務所) 四〇六

告 示

岐阜県告示第三百四十二号

岐阜県水源地域保全条例(平成二十五年岐阜県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村名	指定の区域	縦覧場所
郡上市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課

〔「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百四十三号

次のとおり水源地域の指定の区域を変更するので、岐阜県水源地域保全条例(平成二十五年岐阜県条例第二十四号)第十三条第八項において準用する同条第六項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村名	変更する指定の区域	縦覧場所

高山市
水源地域区域図に示すとおり
岐阜県林政部治山課 岐阜県飛驒
農林事務所及び高山市農政部林務
課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十四号

次のとおり水源地域の指定の解除をするので、岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第八項において準用する同条第六項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村名	解除する指定の区域	縦 覧 場 所
郡上市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課 岐阜県郡上 農林事務所及び郡上市農林水産部 林務課
八百津町	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課 岐阜県可茂 農林事務所及び八百津町農林課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----

一般国道		号 四百十八							
美濃加茂市蜂屋町上峰屋先から	美濃加茂市蜂屋町上峰屋字松洞二四一九番一五地	後	前	美濃加茂市蜂屋町上峰屋字松洞二四二七番一四〇	美濃加茂市蜂屋町上峰屋字松洞二四二七番一四〇	後	前	美濃加茂市蜂屋町上峰屋字中瀬二八〇一番四地先	美濃加茂市蜂屋町上峰屋字中瀬二八〇一番四地先
同 市同 町同 地先	同 市同 町同 地先	二・〇〇〇	三・〇〇〇	一・六〇〇	一・四〇〇	三・〇〇〇	二・〇〇〇	同 市同 町同 地先	同 市同 町同 地先
二・一四〇	二・一四〇	二・七〇〇	二・七〇〇	一・七四〇	一・七四〇	三・〇〇〇	二・〇〇〇	同 市同 町同 地先	同 市同 町同 地先
二・一四〇	二・一四〇	二・七〇〇	二・七〇〇	一・七四〇	一・七四〇	三・〇〇〇	二・〇〇〇	同 市同 町同 地先	同 市同 町同 地先

岐阜県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	四百十八号		美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字松洞二四一九番一五地先から八二七七番一地先まで	五四〇〇	平成二六・六三	平成二六・六三

岐阜県告示第三百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	白鹿山倉線		郡上市美並町白山字木ノ洞四八八番三地先から九一市同町同字同四番一地先まで	一四三〇	平成二六・六三	平成二六・六三

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三都市政策課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「第五条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第七条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第八条第六項の」を「第八条第五項の規定による」に改め、同欄第四号中「第九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「含む。」の「」の下に「規定による」を加え、市町村長の意見の聴取及び国土交通大臣への協議を並びに国土交通大臣及び市町村長の意見の聴取に改め、同欄第六号中「第十二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第十三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第三十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第十八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第十九条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第二十七条の八第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十三号中「第二十六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十五号中「第二十八条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十七号中「第三十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十八号中「第三十二条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十九号中「第九条第一項の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第七条第一項の」及び「第十二条第一項の」の下に「規定による」を加え、「同条第十五項で」を「同条第十五項において」に改め、「含む。」の「」の下に「規定による」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十九年六月二十七日から施行する。

公 示

平成二十九年岐阜県保育士試験（後期）の実施

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十八条の八の規定により、平成二十九年岐阜県保育士試験（後期）を次のとおり実施しますので、岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）第二十条の規定により公告します。

なお、試験の実施に関する事務は、法第十八条の九第一項の規定により指定試験機関に指定した一般社団法人全国保育士養成協議会が行います。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日程及び会場

1 筆記試験

平成二十九年十月二十一日（土）及び同月二十二日（日）

十月二十一日（土）	時間 午前十時三十分から 午後一時三十分まで	保育の心理学	時間 正午から 午後一時まで	保育原理	時間 午後二時から 午後三時三十分まで	児童家庭福祉	時間 午後三時三十分から 午後四時三十分まで	社会福祉
-----------	------------------------------	--------	----------------------	------	---------------------------	--------	------------------------------	------

十月二十二日（日）	時間 午前十時から 午前十一時三十分まで	教育原理	時間 午前十一時から 正午まで	社会的養護	時間 正午から 午後一時まで	子どもの保健	時間 午後二時から 午後三時三十分まで	子どもの食と栄養	時間 午後三時三十分から 午後四時三十分まで	保育実習理論
-----------	----------------------------	------	-----------------------	-------	----------------------	--------	---------------------------	----------	------------------------------	--------

2 実技試験（筆記試験全科目合格者のみ実施）

平成二十九年十二月十日（日）

3 試験会場

大垣市（予定）

二 受験申請受付期間

平成二十九年六月二十九日（木）から七月二十六日（水）まで

三 受験申請受付場所

受験申請書を指定の封筒により、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターまで、簡易書留で郵送してください。

なお、受験申請については、平成二十九年七月二十六日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

四 受験手数料等

受験手数料等の納入方法は、受験申請の手引をご覧ください。

1 受験手数料等

一、九五 円（受験手数料二、七〇〇円及び受験申請の手引郵送料二五 円）

2 全科目免除者に係る受験手数料等

二、六五 円（受験手数料二、四〇〇円及び受験申請の手引郵送料二五 円）

五 合格発表等

合格者の発表は、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターから受験者全員に通知書を郵送することにより行います。

なお、合格者には「保育士試験合格通知書」を、一部科目合格者には「保育士試験一部科目合格通知書」を送付します。

六 試験問題の公開

平成二十四年から平成二十九年（前期）までの岐阜県保育士試験問題については、情報公開総合窓口（岐阜県庁二階 電話 〇五八 二七二 一一三八）において公開しています。

七 その他

1 受験申請の手引の配布方法、配布時期及び請求方法

(一) 配布方法

郵送配布

(二) 配布時期及び請求方法

平成二十九年六月二十九日（木）から配布を開始します。

インターネット又は郵送にて、ご請求ください。郵送での請求の場合は、宛先

明記の角型二号返信用封筒を同封の上、封筒の表に「手引請求」と朱書きし、次の宛先まで郵送で請求してください。

なお、申請受付期間に間に合うよう、平成二十九年七月十四日(金)までに受験申請の手引を請求してください。

住所 〒一七一 八五三六 東京都豊島区高田三一 一九 一〇

名称 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

2 連絡先(問合せ先)

一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

電話 〇二二〇 四一九四 八二

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年六月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年六月十五日

二 届出者の氏名又は名称

大和リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス高富店

山県市大字高富字井戸尻二五〇〇番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十年二月十六日

五 店舗面積

一、七二二平方メートル

六 駐車場の収容台数

六八台

七 荷さばき施設の面積

四〇平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年六月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年六月十五日

二 届出者の氏名又は名称

ケイエル・リース&エステート株式会社

株式会社スギヤマ薬品

株式会社タクテイ

三 建物の名称及び所在地

多治見商業施設

多治見市小田町六丁目一番四 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 多治見商業施設

(変更後) 多治見商業施設

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ケイエル・リース&エステート株式会社

(変更前) 代表取締役 湯川 則之

(変更後) 代表取締役 芳野 秀俊

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社ヒマラヤ

(変更前) 野水 優治

(変更後) 後藤 達也

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年六月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

羽島 Wing 51

羽島市小瀬町島一丁目四六

二 意見の概要

羽島市長の意見

・騒音について

(届出事項 変更)

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

神戸町

二 作業種類

公共測量(数値地形図修正)

三 作業期間

平成二十九年六月十六日から

平成三十年一月二十二日まで

四 作業地域

神戸町

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量(数値地形図作成)

三 作業期間

平成二十九年二月二十二日から

同年五月三十一日まで

四 作業地域

美濃加茂市、各務原市及び加茂郡坂祝町

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）（第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十九年四月三日	株式会社エルモソリーション中部	代表取締役 佐竹 恵介	安八郡安八町氷取三七五番地	般二十六〇〇五三〇	電気通信工事業
平成二十九年四月十一日	株式会社垣源工業	代表取締役 垣越 亮一	高山市上岡本町八丁目四〇九番地	般二十四二九一一	水道施設工事業
平成二十九年四月十九日	竹中造園	竹中武志	揖斐郡池田町八幡二五一一	般二十四二二二二	土木、とび・土工及び造園工事業
平成二十九年四月二十四日	株式会社伊千呂	代表取締役 伊藤 祐介	高山市上岡本町七丁目三三三番地	般・特二七八五〇	管、機械器具設置及び消防施設工事業
平成二十九年四月二十五日	有限会社伊政工業	代表取締役 愛 五島	岐阜市領下一五二一番地	般二十七九〇二八七	土木工事業
平成二十九年四月二十七日	水口健康有限会社	代表取締役 水口昌信	郡上市大和町古道一八四番地二	般二十四八一六四	建築工事業
平成二十九年五月二十五日	有限会社	代表取締役 太郎	瑞穂市本田七地一	般二十七	電気工事業

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十九年五月一日	明青電気	代表取締役 青山 常一	三八番地三	一三七五九	屋根工事業
平成二十九年五月八日	岐阜瓦株式会社	代表取締役 田中 章夫	岐阜市岩崎六七五番地の二	般二十八二二六	屋根工事業
平成二十九年五月九日	有限会社ヒコキ電機	取締役 澤田善己	各務原市那加桐野町一丁目六四番地	般二十五一〇〇四九三	管工事業
平成二十九年五月十一日	岩井建工	岩井勝美	岐阜市北一色一〇丁目三五番一三三	般二十四二八三四	建築工事業
平成二十九年五月十五日	木愛	中村和信	関市東新町七丁目一七番地一三	般二十七三五〇三五七	建築工事業
平成二十九年五月十七日	和泉土建株式会社	代表取締役 堀哲也	岐阜市加納黒木町二丁目二四番地	般二十四二二三一一	建築、大工、屋根、タイル・れんが、ブロック及び内装仕上工事業
平成二十九年五月十九日	見行木材株式会社	代表取締役 渡邊 貴紀	美濃加茂市本郷町六丁目一番一二号	般二十四三五七三	とび・土工工事業
平成二十九年五月二十二日	有限会社吉村業務店	代表取締役 吉村 知浩	本巢市上真桑二二五八番地の二	般二十四九九七三	建築工事業
平成二十九年五月二十三日	中垣産業	中垣増美	美濃加茂市森山町六丁目五番三三三	般二十六五〇〇三八	とび・土工工事業
平成二十九年五月二十三日	株式会社アディーエル	代表取締役 畑山 敏邦	可児市緑ヶ丘五丁目一八〇番地	般二十六五〇〇五七五	電気及び管工事業
平成二十九年五月二十五日	日産工業株式会社	代表取締役 鳥秀 太郎	下呂市萩原町跡津四三九番地の一	般二十八七五二	電気工事業

平成二十九年五月二十六日	橋本建築	橋本忠士	高山市国府町漆垣内二九九番地	般二十六九五〇二二六	建築工事業
--------------	------	------	----------------	------------	-------

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出のあった指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センタ―
- 二 変更しようとする事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
（変更前）東京都新宿区新宿一丁目八番一号

- 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号
- 福島県郡山市中町一一番五号
- 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号
- 千葉県船橋市葛飾町二 四〇二一三
- 神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号
- 長野県長野市南栗町一〇八二番地
- 愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号
- 島根県松江市中原町六番地
- 岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号
- 広島県広島市中区八丁堀一五番六号
- 愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号
- 福岡県福岡市博多区御供所町一番一号
- 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号
- 長崎県長崎市万才町三番四号

（変更後）

- 宮城県宮崎市川原町五番一〇号
- 鹿児島県鹿児島市西千石町一番二二二号
- 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号
- 東京都新宿区新宿一丁目八番一号
- 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号
- 福島県郡山市中町一一番五号
- 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番三号
- 千葉県船橋市葛飾町二 四〇二一三
- 神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号
- 長野県長野市南栗町一〇八二番地
- 愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号
- 三重県四日市市浜田町二一番一八号
- 島根県松江市中原町六番地
- 岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号
- 広島県広島市中区八丁堀一五番六号
- 愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号
- 福岡県福岡市博多区御供所町一番一号
- 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号
- 長崎県長崎市万才町三番四号
- 宮城県宮崎市川原町五番一〇号
- 鹿児島県鹿児島市西千石町一番二二二号
- 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

- 三 変更しようとする日
平成二十九年六月二十二日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土 地 改 良 区 名 退 任 日 任 役 名 氏 名 住 所

真 桑 方 井 平 成 三 元 三 六 理 事 松 久 一 美 本 巢 市 随 原 四 八 三 番 地 一

就任した役員

土 地 改 良 区 名 就 任 日 任 役 名 氏 名 住 所

真 桑 方 井 平 成 三 元 三 二 理 事 木 野 村 登 本 巢 市 随 原 三 九 七 番 地 一

平成二十九年六月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社